

○甲南大学における研究費の運営・管理に関する基本方針

平成 27 年 1 月

学長決定

改正 平成 30 年 7 月 26 日

令和 3 年 4 月 22 日

甲南大学（以下「本学」という。）は、「人物教育率先」の建学理念のもと、良質な社会的常識・倫理観・品格を備え、自ら率先して社会に貢献できる専門性を持った人材の養成をめざしている。

また、人物教育を支える基盤として「研究力」の充実を図り、特色ある研究テーマや質の高い研究活動を推進するとともに、研究成果を広く社会に還元するよう努めている。

昨今、研究費に係る不正行為、研究活動における不正行為が社会でも大きく取り上げられ、貴重な税金や学納金等を原資として成り立つ科学技術・学術振興体制への信頼を揺るがしかねない問題となっている。

本学の研究者等は、建学の精神に基づく人格の修養、学術研究に携わる者としての自覚、誇りを持ち、不正防止に努め、研究費の適正な運営・管理を行う責任を果たさなければならない。

（目的）

第 1 条

この基本方針では、関係法令及び文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に基づき、本学における取組みの基本的な方針を定める。

（定義）

第 2 条 この基本方針における用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

（1）研究費 文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金、学内の研究費交付制度、受託研究・共同研究に係る研究経費及び奨学寄附金等を財源とする研究費をいう。

（2）研究者等 次の各号に定める者の総称をいう。

ア 研究費の運営・管理に関わる本学の教職員及び学生

イ 本学の施設・設備を利用して研究を行う者

ウ 本学が運営・管理する研究費を利用して研究を行う者

（3）研究費に係る不正 次の各号に定めることの総称をいう。

ア 故意又は重大な過失により関係する法令並びに配分機関及び本学が定める規程等に違反して研究費を使用すること。

イ 虚偽その他不正な手段により研究費の交付を受けること。

(責任体制)

第3条 研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、不正防止推進部署並びにコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

2 各責任者の役割は、「甲南大学研究費の不正防止に関する規程」において定める。

(ルール of 明確化・統一化)

第4条 研究費の運営・管理及び事務処理手続きについて、ルールを明確化・統一化し、研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に周知を図るとともに、必要に応じてルールの見直しを行う。

(職務権限 of 明確化)

第5条 研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な体制を構築する。

(関係者の意識向上)

第6条 研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、対象者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求める。

2 前項に定めるコンプライアンス教育の受講及び誓約書の提出に応じない研究者等は、研究費の運営・管理に関わることができないものとする。

3 研究費の運営・管理に関わる研究者等における行動規範を別に定める。

(告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程 of 整備及び運用)

第7条 学内外からの通報・告発の窓口をコンプライアンス担当副学長とし、学長室の専任職員管理職が業務を補佐する。

2 通報・告発があったときの調査等、必要な事項は「甲南大学研究費不正の通報・告発に関する規程」において定める。

(不正要因 of 把握、不正防止計画 of 策定・実施及びモニタリング等)

第8条 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング等については、「甲南大学研究費の不正防止に関する規程」において定める。

(研究費 of 運営・管理及び事務)

第9条 研究費の公正かつ適切な執行等にかかる運営・管理及び事務についての取扱いは、「甲南大学における研究費の運用・管理及び事務に関する規程」に定める。

(情報発信・共有化 of 推進)

第10条 研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を、財務部及びフロンティア研究推進機構事務室とする。

2 研究費に係る不正の防止に向けた取組みについて、その方針及び手続き等をホームページに公表する。

(監査への対応)

第11条 研究費の運営・管理に関する内部統制の整備・運用状況(研究費不正に関する通報・告発に係る対応状況を含む。)について、「甲南学園監事監査規程」に基づき実施される

監事監査に対応する。

2 研究費の運営・管理及び事務の取扱（研究費不正に関する通報・告発に係る対応状況を含む。）について、「甲南学園内部監査規程」に基づき実施される内部監査に対応する。

（改廃）

第12条 この基本方針の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この基本方針は、平成27年1月15日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成30年7月26日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。